

国家戦略特別区域 区域計画 (案)

目 次

1. 愛知県	1
2. 広島県・今治市	2

愛知県 国家戦略特別区域 区域計画（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(3) 名称：地域農畜産物利用促進事業

内容：農家レストラン設置に係る特例

（国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業）

以下に掲げる法人が、自社や設置場所の存する市町村内において製造された農畜産物を活用し、農家レストランを設置する。

③ 郊外田園クラブ株式会社（愛知県日進市）

設置場所：愛知県日進市内【平成30年度より実施】

(9) 名称：国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

内容：創業人材の受入れに係る出入国管理及び難民認定法の特例

（国家戦略特別区域法第16条の5に規定する国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業）

愛知県が、創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、愛知県内における外国人による創業活動を促進する。【平成29年4月より実施】

(10) 名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

（国家戦略特別区域法第17条に規定する国家戦略道路占用事業）

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の地域団体が、それぞれの公道を活用し、各施設等を設置することにより、来街者の利便性向上や良好な景観の形成を図る。

本事業に係る施設等の種類及び当該施設等を設ける道路の区域は、①の区域においては国家戦略特別区域法施行令第19条第1号の施設等とする。（事業実施の際は、道路植樹帯の維持管理や清掃活動、放置自転車の整理などの措置を併せて講ずる。）

① 名古屋駅地区街づくり協議会

- ・市道広井町線、市道広井町駅前線、市道広井町第3号線、県道名古屋津島線、市道泥江町線、市道錦通、市道駅西第1号線（別紙1）

【平成29年4月より設置】

広島県・今治市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(4) 名称：特定非営利活動法人設立促進事業

内容：NPO法人の設立手続の迅速化に係る特定非営利活動促進法の特例

(国家戦略特別区域法第24条の3に規定する特定非営利活動法人設立促進事業)

新たな産業と雇用の創出に寄与するとともに、社会起業の重要な担い手でもある特定非営利活動法人（NPO法人）の設立を促進するため、広島県、広島市及び愛媛県が所轄庁として実施するNPO法人の設立認証手続における申請書類の縦覧期間を、広島県、広島市及び今治市においては、2月から2週間に短縮する。【直ちに実施】

(5) 名称：道の駅設置者民間拡大事業

内容：道の駅の設置者に係る特例

(国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業)

民間事業者が、今治市から、同市が設置者である道の駅の施設の提供を受けて、道の駅3箇所（今治市吉海町、伯方町及び上浦町）の新たな設置者となり、そのノウハウ・資金を最大限活用したりリニューアル等の取組により、道の駅の魅力とサービスの更なる向上を図る。【平成29年4月より実施】

(6) 名称：獣医師の養成に係る大学設置事業

内容：獣医学部の新設に係る認可の基準の特例

(国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業)

学校法人加計学園が、獣医学部の設置の認可を受けた上で、愛媛県今治市において、獣医師が新たに取り組むべき分野における具体的需要に対応するための獣医学部を新設する。【平成30年4月開設】